主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、平成〇年〇月〇日から会社本社工場のC係に配属となり、メガネレンズの出荷前の最終チェック作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において、縊死しているところを発見された。被災者は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し「不眠症、心身症、うつ病」と診断され、同年〇月〇日、Eクリニックを受診し「うつ病」と診断されている。請求人によると、被災者は、夜勤、残業が続く中、同僚や上司との間で生じたトラブルによりうつ病等を発病し、投薬治療中のところ、配置転換のストレスが重なり、絶望的な気持ちとなり自殺に至ったものであるという。死体検案書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日頃」、直接死因「窒息」、直接死因の原因「非定型縊死」、死因の種類「外因死(窒息)」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

- 第3 当事者の主張の要旨
 - 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 当審査会の事実認定
 (略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃に ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
 - (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226 第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
 - (3) 請求人は、被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による 心理的負荷をもたらす出来事として、①多忙であったこと、②深夜労働があっ たこと、③上司とのトラブルがあったことを主張していることから、以下、検 計する。
 - ア 被災者の労働時間はタイムカードにより管理されているところ、これを集計した労働時間集計表によると、評価期間における被災者の時間外労働時間数は、最大で発病4か月前の51時間08分となっている。認定基準に照らすと、同時間外労働時間数は、恒常的長時間労働とまでは認められないものの、発病5か月前の時間外労働時間は28時間08分であることから、前月から20時間以上増加し、1月当たり45時間以上となっている。

そこで、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の

変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に該当するとみて検討したが、月45時間を超えたのは発病4か月前の1か月間のみであるところ、請求人が主張するように、夜勤が多いことから一定の心身の負荷があったものとは推認されるも、被災者は発病前数年にわたって同様の勤務シフトの下で業務に従事しており、不慣れであった等の事情は認められない。さらに、被災者の勤務は、始業時刻がほぼ15時に固定されており、勤務シフトの変更の度合いは低く、終業から次の始業までの時間も十分確保されていたなど、不規則な生活にはなっていないことが認められる。当審査会としては、こうした事情を加味すると、決定書理由が説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であると判断するものである。

- イ 請求人は、Eクリニック診療録中のDクリニックの診療情報提供書を基に、 平成○年○月に上司となった課長と被災者の間にトラブルがあったと主張するが、被災者のメール記録や録音反訳書等を含む一件記録を改めて精査して みるも、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月の間に、会社関係者との間にトラブルといえるような特段の出来事は確認し得ず、当審査会においても、 業務により心理的負荷をもたらしたと考えられる出来事があったとの事実を 見いだすことはできなかった。
- ウ 以上のように、被災者には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ 認められるが、その全体評価は「強」に至らないことから、被災者に発病し た本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (4) 請求人は、このほか、会社は、うつ病で通院治療中である被災者に対して、時間外労働に従事させる、応援作業に配置するなどの安全配慮義務に違反する行為をしているなど、被災者のうつ病を増悪させたとの主張もしている。しかし、当審査会において一件記録を精査するも、被災者のうつ病が増悪したとの事実は確認し得ず、また、仮に増悪した事実があったとしても、請求人の主張する出来事が認定基準の特別な出来事に該当しないことは明らかであることから、請求人の主張を採用することはできない。
- (5) なお、請求人は、東京地方裁判所平成26年9月17日判決、名古屋高等裁判所平成28年12月1日判決及び東京地方裁判所平成17年3月31日判決等を基に本件を業務上と認めるべきである旨主張するが、本件とこれらの事件とは、被災者の業務内容、時間外労働時間数、連続勤務の有無など、大きく異

なるものであり、同列に論じることができるものではないことを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。